

事務連絡
令和2年5月1日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「CHASE 利用申請受付」について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚くお礼申し上げます。
厚生労働省では、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するために必要なデータを収集・分析するためのデータベースの構築を行い、令和2年5月より運用を開始致しました。データベースに収集されたデータの分析等を通して得られたエビデンスの蓄積、現場への周知・普及を通して、科学的裏付けに基づく介護の実践を進めることも目的としております。また、本システムでは、介護保険制度に規定されている種々の加算において作成が要件となっている様式例などを電子的に作成すると同時にデータを提出する機能を備えています。また、今後、介護記録入力ソフト等とCHASEの連携により、介護ソフトに記録されているデータを本システムに連携し、提出することも可能となる予定です。

なお、厚生労働省では、今後、CHASE活用等のためのモデル事業等を実施し、参加事業所等については、データの提出のご協力をお願いする予定です。また、CHASEシステム改修により、収集したデータを分析し、その結果を事業所等にフィードバックする機能を実装することを予定しています。

つきましては、介護サービス事業所・施設に対しまして、「CHASE（高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース）の利用申請受付を開始致しましたので、各都道府県下の市町村等ならびに事業所等へ、以下の点の周知をお願い致します。

記

1. CHASEの利用申請方法について

CHASEの利用申請については、専用Webサイト（利用申請受付専用URL）から利用申請が可能となります。

利用申請受付専用URL <https://chase.mhlw.go.jp>

利用申請のWeb受付開始 令和2年5月1日（金）9時から

なお、利用申請受付機能全般に関するご質問は、「CHASEヘルプデスク」にて受付しますので、下記のE-mail宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【CHASEヘルプデスク 連絡先】

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

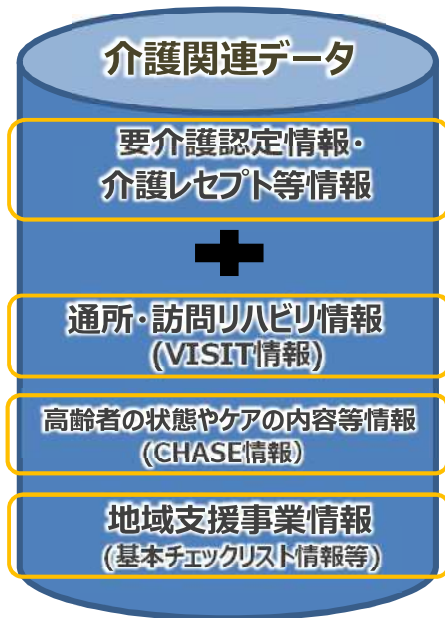
事務連絡発出元

厚生労働省 老健局 老人保健課

担当 石丸、田邊、鶴澤

電話 03-5253-1111（内線）3965、3944

介護関連データベースの構成



要介護認定情報・介護レセプト等情報 (介護保険総合データベース (介護DB) として運用)

- 市町村から要介護認定情報(2009年度～)、介護レセプト等情報(2012年度～)を収集。
- 2018年度より介護保険法に基づきデータ提供義務化。
- 2018年度に「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」を発出し、データの第三者提供を開始。
- 地域包括ケア「見える化」システムにも活用。

通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業の情報

- 通称“VISIT” (monitoring & eValuation for rehabIilitation ServiCes for long-Term care)
- 通所・訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報を収集(2017年度～)。
- 2018年度介護報酬改定で、データ提出を評価するリハビリマネジメント加算(IV)を新設。
- 2019年3月末時点で577事業所が参加。
- 利用者単位のフィードバックに加えて、2019年3月より事業所単位でのフィードバックを開始。

上記を補完する高齢者の状態・ケアの内容等の情報

- 通称“CHASE” (Care, HeAlth Status & Events)
- 「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において具体的な内容を検討し、2018年3月の中間報告で、データベースに用いる初期項目(265項目)を選定。
- 2019年3月より検討会を再開し、収集項目の整理等について再検討を行い、2019年7月の取りまとめで、基本的な項目(30項目)を選定。
- 2019年度中にデータベースの開発を行い、2020年度から運用を開始する予定。

地域支援事業の利用者に関する情報

- 市町村が保有する介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト(現在、総合事業の対象者の該当性を判断するために用いているもの。)の情報等を想定。
- 具体的な内容としては、「階段を手すりや壁をつたわずに上っていますか」、「口の渇きが気になりますか」、「今日が何月何日かわからない時がありますか」等の25の質問に対する二択の回答。